

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第85条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）に交付する運営費交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定める。

### (交付の対象等)

第2条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、法第85条第1項に規定する経費とし、交付金額の算定基準は別表のとおりとする。

### (交付申請)

第3条 法人は、交付金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする事業年度の前事業年度の末日までに第1号様式による運営費交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、交付事業のうち特定の事業に充てることを目的とする交付金の申請をしようとする場合その他市長が必要と認める場合の交付申請書の提出の時期についてはこの限りではない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第27条第1項に規定する年度計画
- (2) 交付金の内訳に関する資料

### (交付金の決定)

第4条 市長は、前条による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、法人に対する当該事業年度における交付金の総額及び交付時期ごとの交付金額について決定し、第2号様式による運営費交付

金交付決定通知書により、法人への通知を行う。

(交付金の交付)

第5条 交付金の交付時期は、原則として4月、7月、10月、1月及び3月とし、交付時期ごとの交付金額については、市長と法人で協議のうえ必要な額を決定する。ただし、第3条ただし書の規定による場合、緊急を要する場合など、その他市長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 法人は、前条の交付決定に基づき、前項交付時期ごとに交付金の請求をするものとし、請求期日は次のとおりとする。ただし、第3条ただし書の規定による場合、緊急を要する場合など、その他市長が必要と認めるときは、この限りではない。

3 請求期日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）に規定する市の休日にあたるときは、市の休日の翌日をもって請求期日とする。

| 交付時期 | 4月              | 7月           | 10月 | 1月 | 3月 |
|------|-----------------|--------------|-----|----|----|
| 請求期日 | 交付決定通知<br>後遅延なく | 交付時期の前月20日まで |     |    |    |

(交付金額の変更の申請)

第6条 法人は、第4条による通知を受けた後、事業内容等の変更により、交付金の変更をしようとするときは、第3号様式により運営費交付金変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は必要と認めるときは、法人に対して前項の申請に係る関係資料の提出を求めることができる。

(交付金額の変更の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請により、変更の必要を認めるときは、第4条の規定による決定を変更し、第4号様式による運営費交付金変更決定通知

書により法人に通知する。

(状況報告)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、法人に対して交付事業の遂行に関する報告を求めることができる。

2 法人は、前項の規定により報告を求められたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(事業報告等)

第9条 法人は、交付事業が完了したときは法第34条第2項に定める当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 法人は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を常に整備し、交付金が交付された年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付金の精算)

第11条 市長は、交付された交付金について、期限を定めて精算するものとする。

2 精算の方法については別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、健康局長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成27年3月10日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

2 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後の運営費交付金の交付について適用し、同日前の運営費交付金の交付

については、法人成立後、速やかに交付申請書を市長に提出するものとする。

3 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱第5条の規定は、平成27年4月1日以後の運営費交付金の交付について適用し、同日前の運営費交付金の交付については、前項による交付申請書の提出後、速やかに交付するものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和2年4月14日から適用する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】算定基準

| 項目                               | 総務省基準  | 総務省基準に基づく大阪市繰入項目  |
|----------------------------------|--|---|
| 建設改良に要する経費                       | ○建設改良費及び企業債元利償還金の1/2(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては2/3) | 地方独立行政法人移行前分:<br>○移行前地方債元金償還金<br>※患者別原価計算から減価償却費を除き別に算定<br>○移行前地方債利息償還金<br>※患者別原価計算から移行前地方債利息を除き別に算定<br><br>地方独立行政法人移行後分:<br>○減価償却費<br>※患者別原価計算に基づく減価償却費の政策医療部分各項目の政策医療に要する経費とあわせて算定<br>○長期借入金利息<br>※患者別原価計算に基づく長期借入金利息の政策医療部分各項目の政策医療に要する経費とあわせて算定<br><br>府市共同住吉母子医療センター建設にかかる初期費用分:<br>○市と市機構で1/2ずつ負担 |
| 結核医療に要する経費                       | ○結核医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額        | 患者別原価計算に基づく結核医療の政策医療部分  |
| 精神医療に要する経費                       | ○精神医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てことができないと認められるものに相当する額         | 患者別原価計算に基づく精神医療の政策医療部分  |
| 感染症医療に要する経費                      | ○感染症医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額       | 患者別原価計算に基づく感染症医療の政策医療部分   |
| リハビリテーション医療に要する経費                | ○リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 | 患者別原価計算に基づくリハビリテーション医療の政策医療部分   |
| 周産期医療に要する経費                      | ○周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額       | 患者別原価計算に基づく周産期医療の政策医療部分   |
| 小児医療に要する経費                       | ○小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額        | 患者別原価計算に基づく小児医療の政策医療部分  |
| 救急医療の確保に要する経費                    | ○救急病院の医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に要する経費に相当する額                      | 患者別原価計算に基づく救急医療の政策医療部分  |
| 高度医療に要する経費                       | ○高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額       | 患者別原価計算に基づく高度医療の政策医療部分  |
| 保健衛生行政事務に要する経費                   | ○集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額     | 医師の卒後教育経費(研修費報酬)<br><br>医療相談に要する経費<br><br>研究所の運営経費から受託収入等を除いた額  |
| 医師等の研究研修に要する経費                   | ○医師・看護職員の研究研修に要する経費の1/2                                      | 研究研修費の1/2   |
| 共済追加費用の負担に要する経費                  | ○共済追加費用の負担に要する経費の一部  | 職員の共済追加費用に係る公的負担額   |
| 基礎年金拠出金に係る公的負担                   | ○企業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額  | 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額  |
| 大阪府市共同住吉母子医療センターの小児及び周産期医療に要する経費 | ○小児及び周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額   | 患者別原価計算に基づく小児及び周産期医療の政策医療部分   |
| 住之江診療所の運営等に要する経費                 | ○小児及び周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てことができないと認められるものに相当する額    | 住之江診療所の開設に伴い生じた初期費用や開設後の運営に伴い生じる収支差額及び施設等の維持・更新費用などに對する措置   |

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

大阪市長様

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
理事長

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付申請書

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金の交付を受けたいので、交付要綱第3条に基づき、次のとおり申請します。

記

1 名 称 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金

2 交付申請額 金 円

3 交付事業の実施期間  
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 添付書類

第2号様式（第4条関係）

指 令 番 号  
令 和 年 月 日

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
理事長 様

大 阪 市 長

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付決定通知書

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付要綱第4条に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金について、次のとおり決定します。

記

1 名 称 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金

2 交 付 決 定 額 金 円

|     | 交付時期 | 交付決定金額 |
|-----|------|--------|
| 第1回 | 4月   | 円      |
| 第2回 | 7月   | 円      |
| 第3回 | 10月  | 円      |
| 第4回 | 1月   | 円      |
| 合計  |      | 円      |

3 交付の条件

- (1) 交付金は法人運営経費に充当し、その運営にあたっては法令その他の規定を遵守し、適正な資金管理に努めること。
- (2) 交付金の取扱いについて、本市が定める地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
理事長

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定の通知を受けた運営費交付金について、地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱第6条に基づき、次のとおり変更を申請します。

記

1 名 称 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金

2 交付申請金額 変更前 金 円  
変更後 金 円

(内 訳)

|     | 交付時期 | 交付申請金額 |     |
|-----|------|--------|-----|
|     |      | 変更前    | 変更後 |
| 第1回 | 4月   | 円      | 円   |
| 第2回 | 7月   | 円      | 円   |
| 第3回 | 10月  | 円      | 円   |
| 第4回 | 1月   | 円      | 円   |
| 合計  |      | 円      | 円   |

3 変更理由

4 添付書類

第4号様式（第7条関係）

指 令 番 号  
令 和 年 月 日

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
理事長 様

大 阪 市 長

地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金変更決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した運営費交付金について、地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱第7条に基づき、次のとおり変更を決定します。

記

1 名 称 地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金

2 交付決定金額 変更前 金 円  
変更後 金 円

|     | 交付時期 | 交付決定金額 |     |
|-----|------|--------|-----|
|     |      | 変更前    | 変更後 |
| 第1回 | 4月   | 円      | 円   |
| 第2回 | 7月   | 円      | 円   |
| 第3回 | 10月  | 円      | 円   |
| 第4回 | 1月   | 円      | 円   |
|     | 合計   | 円      | 円   |

3 交付の条件

- (1) 交付金は法人運営経費に充当し、その運営にあたっては法令その他の規定を遵守し、適正な資金管理に努めること。
- (2) 交付金の取扱いについて、本市が定める地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱を遵守すること。